

自家用電気工作物の保安管理業務実施細則

(保安管理業務の範囲)

第1条 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく乙自らが行う保安管理業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取り替え及び廃止等をいう。以下同じ。）の工事を行う場合における工事計画に対する保安上の審査、工事期間中の点検及びこれらに伴う保安上必要な指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における修理、改造等の指示又は助言
- (2) 電気工作物の設置又は変更の工事が完了した場合における竣工検査の実施並びに必要な指示又は助言
- (3) 設備が運転中に行う電気工作物の点検、測定の定期的実施（以下「月次点検」という。）並びにその結果に対する必要な指導及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における修理、改造等の指示又は助言
- (4) 月次点検を行う前に甲及びその従業者が行った日常巡視等で電気工作物に異常等がなかった否かの問診を行い、異常があった電気工作物の点検の実施並びにその結果に対する指示又は助言
- (5) 停電により設備を停止状態にして行う電気工作物の点検、測定・試験の定期的実施（以下「年次点検」という。）並びにその結果に対する指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における修理、改造等の指示又は助言
- (6) 電気事故・故障の発生や発生のおそれがあるとの連絡を受けた場合における応急措置の指導、指示及び必要に応じて臨時点検の実施並びに事故原因の調査及び再発防止のための措置についての指示又は助言
- (7) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部長への届出等又は電気関係報告規則に基づく事故報告等を行う場合における報告書類の作成及び手続きに対する指示又は助言
- (8) 法令に基づいて官庁が実施する検査及び審査への立会
- (9) その他保安規程に定められている事項

2 前項の電気工作物の対象設備、点検、測定及び試験に関する細目及び具体的基準は、別表1によるものとする。

ただし、別表2に掲げる電気工作物については、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されている場合にあっては、乙自らが行う点検業務から除外するものとし、甲は乙の意見を聞き、甲の負担において必要な点検又は試験を電気工事業者、電気機器製造事業者等に依頼して行うとともに、その結果を乙に通知するものとする。この通知に基づき、乙は甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

また、前項第5号の年次点検については、乙の監督の下、その業務を電気工事会社、メーカー及び保全業者等に実施させができるものとする。

3 (1) 乙は、低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）には、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うよう指示する。

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとする。

(保安管理業務を実施する者の確認等)

第2条 甲は、本委託契約に際しては、委託契約する乙と面接を行い、本人であることを確認するものとする。

2 甲は、契約の対象事業場において点検等を行う者が、委託契約書に明記された乙であることを確認するものとする。

3 乙は、事業場において点検等を行う際には、身分を示す証明書により本人であることを甲に対して明らかにするものとする。

4 乙は、事業場における点検等が終了したときには、その結果を甲に報告するものとし、甲は、その記録を確認し、保存するものとする。

(相互の義務)

第3条 甲は、乙が行う前条の保安管理業務の実施にあたり乙が指示した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また乙が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。

2 乙は、保安管理業務の実施にあたり甲と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

(相互の協議)

第4条 甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。

- (1) 保安規程を変更しようとするとき
- (2) 電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出するとき
- (3) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画するとき、工事を実施するとき並びに工事が完了し竣工検査を行うとき
- (4) 電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定めるとき
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行うとき
- (6) その他保安上必要と認められるとき

(連絡責任者)

第5条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安管理業務に関する必要な事項を乙に連絡する者（以下「連絡責任者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 乙は、連絡責任者との連絡が的確に行えるよう必要な措置を講じておくものとする。

(代行者)

第6条 乙は、病気その他やむを得ない事由により第1条の保安管理業務を行うことができないときは、所属する会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせるものとする。

(通知義務)

第7条 甲は、電気事故その他異常が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに乙に通報するものとする。

2 甲は、次に掲げる場合は、速やかにこれを乙に通知するものとする。

- (1) 契約書第1条に掲げる事項を変更するとき
- (2) 相続等により契約に基づく権利義務の承継が行われるとき
- (3) 設置者の名称若しくは代表者に変更があったとき
- (4) 電気の保安に関する組織を変更するとき
- (5) 連絡責任者を指名し又は変更したとき
- (6) 所管官庁が電気関係法令に基づいて検査又は審査を行うとき
- (7) 電気工作物に関する所管官庁又は電力会社から通知があったとき

(事業場内の立入等)

第8条 乙は、保安管理業務を行うために甲の事業場内に立ち入ることができる。この場合、甲が従業員等に対して定める服務規律等を遵守するものとする。

(機密の保持)

第9条 乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。

(記録等の保存)

第10条 甲は、乙が実施した保安管理業務の結果の記録等については3年、竣工検査の記録については5年、事業場に保存するものとする。

2 乙は、必要に応じ、電気工作物の工事、維持及び運用に関する甲の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、甲に意見を述べることができる。

(備品等の整備)

第11条 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備、保管するものとする。

(報酬及び手数料)

第12条 甲が乙に対して支払う保安管理業務の委託契約報酬及び手数料は次によるものとする。

- (1) 保安管理業務の委託契約報酬の額及び支払い方法は、契約書第3条のとおりとする。
- (2) 前号以外の書類作成、官庁手続き、試験・検査・定期点検等の手数料の額及び支払い方法は、甲と乙が協議して定める。

2 前項の報酬及び手数料には、消費税法及び地方税法を適用するものとする。

(賠償責任保険)

第13条 乙は、その業務上の過失に起因する事故に対してその賠償の責に任ずるため、賠償責任保険に加入する。

2 乙の甲又は第三者に対する損害賠償額は、乙が加入している保険契約に基づき保険会社から給付される金額とする。

(損害賠償の免責)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 本契約に基づき協議決定した事項又は乙が指示・助言若しくは指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じたとき
- (2) 甲が、法令又は本契約に違反する行為を行い、これによって損害を生じたとき
- (3) その他自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じたとき

(契約の更改)

第15条 次に掲げる場合は、本契約を更改するものとする。

- (1) 契約書第1条に掲げる事項のうち、受電設備の容量、受電電圧又は発電設備を変更したとき
- (2) 契約書第2条の点検の頻度を変更するとき
- (3) その他施設の規模又はその使用状態が著しく変動したとき
- (4) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置を設置又は撤去したとき
- (5) 経済情勢の変動により諸物価が著しく高騰したとき

(契約の解除)

第16条 次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は本契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙のいずれか一方が、第3条及び第7条に定める義務の履行を怠ったとき
- (2) 甲が乙に対する報酬及び手数料の支払いを遅滞したとき
- (3) 甲は、乙が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に定める排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当するとき

2 甲又は乙は、前項の場合のほか、甲乙双方合意のうえ、この契約を解除することを妨げない。

(暴力団からの不当介入に係る報告などの義務)

第17条 乙は、この契約の履行に際し、排除措置対象者からの不当要求又は違法行為を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに教育長に報告しなければならない。

(契約の失効)

第18条 契約書第1条の契約の対象となる電気工作物が、次の各号のいずれかに該当した場合、本契約はその効力を失うものとする。

- (1) 廃止されたとき
- (2) 一般用電気工作物となったとき
- (3) 受電電圧が7,000ボルトを超えたとき
- (4) 電気事業法施行規則第52条第2項の規定による中国四国産業保安監督部長の承認が受けられなかつたとき、同規則第53条第5項の規定により承認を取り消されたとき又は承認の効果が失われたとき

(契約事項の解釈等)

第19条 契約事項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意を持って協議するものとする。

別表1 (第1条第2項関係)

点検、測定及び試験の基準

設 備	点 檢 項 目	点 檢 の 種 類			工事期間 中の点検 臨時点検	
		定 期 点 檢		月次点検		
		年次点検	停電			
受 変 電 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		継電器の動作試験		○	○	
		継電器の動作特性試験		○	○	
		開閉器と継電器の連動試験		○	○	
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	断路器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
受 変 電 設 備	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果によ り必要な都度		
		絶縁油耐圧試験				
		継電器の動作特性試験		○	○	
		遮断器、開閉器と継電器の連動 試験		○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果によ り必要な都度		
受 変 電 設 備		絶縁油耐圧試験				
コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○		
計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○		
避雷器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○		
母線等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○		
その他高圧機器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○		
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	
		電圧、電流測定	○			
		絶縁抵抗測定		○	○	
		計器校正試験		必要の都度		
	絶縁監視装置	外観点検	○			
		許容誤差試験(伝送試験を含む)		○	○	
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○	○	
構 造 物	受変電室建屋、キュービクル 式受変電設備の金属製外箱 等(発電設備含む)	外観点検	○	○	○	

配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
非常用予備発電装置	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○	○	○	
蓄電池設備	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	絶縁抵抗測定		○		
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により り必要な都度		
		絶縁油耐圧試験				
		継電器の動作特性試験		○		
発電設備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	必要な都度
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
蓄電池設備	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○		必要な都度
		始動・停止試験		○		
	始動装置(蓄電池、充電装置等)	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧測定		○		
		比重測定		○		
	太陽電池、発電機、燃料電池	液温測定		○		
		外観点検	○	○		
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○			
	遮断器、開閉器、変圧器等	絶縁抵抗測定		○		
		外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果によ り必要な都度		
直交変換装置、配電盤、制御装置等		絶縁油耐圧試験				
直交変換装置、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
	電圧、電流測定	○				
	継電器の動作特性試験		○			
	計器校正試験		必要な都度			

1. 電気工作物の点検、測定及び試験の基準

電気工作物の維持及び運用のために行う点検、測定及び試験は、原則として保安規程に基づき実施するものとする。

2 点検の種類及び周期

点検の種類	点検の頻度
月次点検	付表のとおり
年次点検	1回
臨時点検	必要な都度

(注1) 年次点検には、月次点検を含む。

(注2) 年次点検について信頼性が高く、かつ活線による年次点検が1年に1回以上行われている機器については停電による年次点検を3年に1回以上とする。

3-1 月次・年次点検

保安規程 別表2（点検業務実施要領）及び別表3-（1）（点検基準 1/2・2/2）によるものとする。また、信頼性が高く、活線による年次点検を年1回以上実施し、停電による年次点検を3年に1回以上とする時の点検基準は、別表3-（2）（点検基準 1/2・2/2）によるものとする。

3-2 臨時点検

電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれのある場合等に行う臨時点検は、次によるものとする。

- (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 - 1) 高圧機材が損壊し、短絡電流などにより受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物
 - 2) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合においては、遮断動作の原因となつた電気機材
 - 3) その他の電気機材に異常が発生した場合においては、その電気機材
- (2) 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合には、その都度、点検、測定及び試験を行う。

4. 工事期間中の点検

電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう工事の期間中は保安規程の別表2に掲げる臨時点検を毎週1回行うものとする。

別表2 (第1条第2項ただし書き関係)

点検又は試験の一部を除外する対象電気設備及び機器

対象電気設備及び機器
1. 建築基準法、消防法、労働安全衛生法により、点検の実施に特定の資格を要するもの
2. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を必要とする機器 (医療機器、オートメーション化された工作機械群等)
3. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器 (密閉防爆機器等)
4. 立入に危険を伴う場所 (酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
5. 情報管理のため立入が制限されている場所 (機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
6. 衛生管理のための立入が制限されている場所 (手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
7. 機密管理のための立入が制限されている (独房室等)
8. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
9. 事業用外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
10. 発電設備のうち、電気設備以外である自家用電気工作物